

見積書提出留意事項（単価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

○見積書の様式

日本年金機構ホームページに掲載される見積書の様式を使用してください。

※掲載場所：日本年金機構ホームページ＞日本年金機構について＞調達情報＞全国の調達情報＞見積依頼のお知らせ＞「見積書提出方法の変更について」

記入欄は全て記入し、記入漏れがないようにしてください。

自社の様式を使用した場合は有効な見積書となりませんのでご注意ください。

（こちらから再提出依頼の連絡をおこないます。）

○見積額

予定数量に対する1枚当たりの単価を記載してください。

（単価は税抜きとし、総価は記載しないでください。）

○見積書の宛先

「日本年金機構 理事長代理人 事業推進統括部長」宛にしてください。（見積公告別紙宛先参照）

○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他による提出は認めません。

・見積書をご提出いただく際に、見積書等に必要記入事項が記入されていることを確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。

※番号誤りが多くなっております。「0（ゼロ）」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、0（ゼロ）を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いします。

（「0（ゼロ）」を押し忘れますと、別の番号に送信される恐れがあります。）

○注意事項

- ・天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申ししたこととみなします。また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。
- ・辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

○見積書提出期限 令和8年8月25日（火）午前11時まで（必着）

見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

○決定日 令和8年8月27日（木）午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部揭示板にて結果を揭示しますのでご確認ください。

○見積書及び積算内訳書の郵送（契約事業者のみ）

契約事業者は、契約締結から1週間以内に見積書と積算内訳書の原本を調達管理部契約グループに郵送してください。

積算内訳書は、任意の様式により見積金額の内訳が分かるものとしてください。

（納品物ごとの金額や諸経費の金額等がわかるもの）

○照会先

見積書提出に関すること：調達管理部契約グループ 榎本・田村（TEL：03-6892-0722）

仕様書の内容に関すること：仕様書に記載の所管部署

令和 8 年度年金委員表彰に係る表彰状の作成及び発送業務

仕様書

**日本年金機構
事業推進統括部
令和 8 年 7 月**

1 委託業務の概要

(1) 目的

日本年金機構（以下「機構」という。）では、年金委員としての功績が特に顕著と認められる方に「日本年金機構理事長表彰（以下「理事長表彰」という。）」及び「日本年金機構事業推進部門担当理事表彰（以下「理事表彰」という。）」を実施しており、令和8年度の表彰実施にかかる各表彰状の作成等を行う。

(2) 業務概要

① 賞状用紙の準備

別紙1「賞状用紙サンプル」と同等以上の賞状用紙を必要枚数準備すること。

② 印刷及び筆耕

別紙2「表彰状文面」を参照し、賞状用紙への文面印刷及び事業所名、被表彰者氏名の筆耕を行うこと。なお、事業所名及び被表彰者氏名（「様」を含む）は受託事業者決定後に引き渡す別紙3「被表彰者内訳」に従い手書き（毛筆）にて筆耕を行うこと。

※ 別紙3に事業所名が記載されていない場合は、被表彰者氏名のみを筆耕すること。

③ 梱包及び発送

各表彰状を梱包し、別紙4「納品先住所一覧」に記載された11年金事務所の住所へ納品すること。

2 委託（予定）件数 合計650枚

理事長表彰（事業所名あり）：170枚

理事長表彰（事業所名なし）：10枚

理事表彰（事業所名あり）：440枚

理事表彰（事業所名なし）：30枚

※ 上記の数量は、被表彰候補者の数である。被表彰者は、9月中旬に実施される年金委員表彰審査委員会での審議を経て、最終決定することから、数量に増減が生じても意義を申し立てないこと。

※ 氏名相違等により、納品後に追加発注する場合がある。上記の数量は、追加発注分（理事長表彰（事業所名あり）5枚及び理事表彰（事業所名あり）5枚を想定）を含めた数である。

3 履行期間

令和8年9月7日（月）から令和8年11月20日（金）まで

4 納品期限

【令和8年10月16日（金）まで】

令和8年10月16日（金）までに、別紙4に記載された11年金事務所の住所へ納品すること。

※ 令和8年10月17日（土）から令和8年11月20日（金）までは、氏名相違等により、納品後に追加発注があった場合の対応期間とする。追加発注があった場合は、追加発注から1週間程度を目安に、別紙4に記載された11年金事務所のうち指定した納品先へ個別に納品すること。

5 履行場所

受託事業者が用意する場所（日本国内に限る。）

6 各業務に係る事項

（1）賞状作成に係る事項

- ① 9月中旬までに、印影は紙媒体で、日本年金機構理事長氏名、日本年金機構事業推進部門担当理事氏名、事業所名及び被表彰者氏名、その他必要な情報は機構が用意する電子媒体で提供を行う。
- ② ①の情報提供後、3営業日以内に表彰状サンプルを「11 所管部署」に提出し、確認を受けること（筆耕部分に関しては、書体が分かる別紙の提出でも差し支えない）。「11 所管部署」での確認、承認後に賞状を作成すること。
- ③ 賞状作成開始後速やかに、表彰状サンプル4部（理事長表彰（事業所名あり・なし）の表彰状、理事表彰（事業所名あり・なし）の表彰状各1部ずつ）を「11 所管部署」に提出すること。

（2）梱包に係る事項

- ① 本業務に要する梱包資材等（梱包材、ラベル、ガムテープ等）については、全て受託事業者が用意し、費用が発生する場合には受託事業者にて負担すること。
- ② 1梱包ごとに発送先の宛名ラベルを貼付し、梱包が複数個に及ぶ場合は必ず何個口かを明記すること。
- ③ 別紙4に記載された11年金事務所ごとに、各表彰状を分けてクラフト紙等で包み※、折り曲げたり丸めたりせずに梱包すること。
※ 被表彰者は、理事長表彰または理事表彰のいずれか一方しか該当がない場合もある。

（3）発送に係る事項

- ① 納品に要する経費は、受託事業者にて負担すること。
- ② 運送にあたり伝票等の作成を要する場合には、機構の提示する納品先

所在地を確認し、受託事業者にて作成すること。

- ③ 対象物品（梱包物）の保管を要する場合（引渡日に出荷しない場合）は、施錠可能な倉庫を使用し、水漏れや落下等による破損、盗難及び紛失等を防止するための所要の措置を講ずること（対象物品の保管場所は受託事業者が用意し、費用が発生する場合は受託事業者にて負担すること）。
- ④ 運送に使用する車両は、受託事業者の自社便（または運送業者）を使用し、対象物品の水漏れや落下等による破損、盗難及び紛失等を防止するための所要の措置を講ずること。
- ⑤ 運送（納品先への到着）が完了した際は、業務完了報告書（様式１）に、納品先より受領したことを証明する旨の受領書等（受託事業者にて作成のうえ納品先担当者へ提示し、受領印を受けること。または、納品先が受領したことがわかる伝票等の写し。なお、納品個数が確認できること。）を添えて、「１１ 所管部署」に提出すること。
- ⑥ 納品は平日９：００～１７：００の間に行うこと。

７ 秘密の保持（守秘義務）

従事者は、本業務の遂行上知り得た一切の事項を他人に漏らし、または他の目的に使用しないこと。なお、本業務終了後においても同様とすること。

８ 情報の保護

従事者は、個人情報に記載された各種書類及び成果物等を電子データ化、複写、破棄または作業室から外へ持ち出さないこと。

また、原則として、私物（筆記用具以外）、個人所有のパソコンや写真機能付き携帯電話等、データのコピーや送受信が可能な機器等を作業室に持ち込まないこと。

なお、業務の終了後は、個人情報等の返却・廃棄等に関する報告書（様式２）を作成し、「１１ 所管部署」に提出すること。

９ 第三者への委託

（１）第三者への委託

委託業務の実施にあたり、当該業務の全部又は主体的部分を第三者へ委託（以下「再委託」という。）することは認めないものとする。

ただし、やむを得ない事情により当該業務の主体的部分を除く一部について再委託をする場合には、事前に機構の書面による承認を得ること。

また、承認を受けた場合には、再委託先と本契約にて受託事業者に課せられている守秘義務等と同等以上の条件及び機構が再委託先に調査等を行

える条件が含まれた契約を締結し、その写しを提出すること。

なお、本委託業務において主体的部分を除く一部とは、１（２）②印刷及び筆耕のうち筆耕業務、③梱包及び発送のうち納品先（指定する１１年金事務所）への梱包物の発送作業であり、本委託業務の企画・運用を全体的に監督する部門は再委託不可とする。

（２）遵守事項

- ① 再委託先に対する仕様書については、本仕様書に定める条件を必ず規定すること。
- ② 再委託先との契約には以下の事項を盛り込むこと。
 - ア 受託事業者の再委託先に対する監督、監査及び報告聴取に関する権限
 - イ 機構の再委託先に対する監督、監査及び報告聴取に関する権限
 - ウ 再委託先における個人情報の漏えい・盗用・改ざん及び目的外利用等の禁止
 - エ 再委託先における個人情報保護のための体制の整備及び安全管理措置
 - オ 再々委託の禁止
 - カ 漏えい等が発生した場合の受託事業者の責任体制

（３）再委託先の監督等

- ① 機構は、受託事業者が再委託先の監督を適正に行っているか監督する。再委託先の監督は受託事業者が行うこと。
- ② 再委託先が受託事業者との契約書及び仕様書に違反した場合については、再委託の承認を取り消すものとする。

１０ その他

- （１）成果物の著作権については、機構に帰属することとする。
- （２）仕様内容に関して疑義が生じた場合は、令和８年８月１０日１２時までに「１１ 所管部署」に書面にて質問を提出すること。回答は令和８年８月１４日までに機構ホームページに掲載する。
- （３）本仕様の内容にかかる費用全てを経費として見込むこと。
- （４）指定された納品数量・規格と異なる場合や、重大な欠陥が発見された場合は、速やかに指定した数量、規格を再納品すること。
- （５）その他、本仕様書に定めのない事項については双方協議の上、決定するものとする。

1 1 所管部署

日本年金機構本部

事業推進統括部地域年金事業グループ

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西3-5-24

電話：03-5344-1100（内線2618）

Fax：03-6892-8093

担当：白木・秦

業務完了報告書

年金事務所	運送完了年月日
事務所	令和 年 月 日
事務所	令和 年 月 日
事務所	令和 年 月 日
事務所	令和 年 月 日
事務所	令和 年 月 日
事務所	令和 年 月 日
事務所	令和 年 月 日
事務所	令和 年 月 日
事務所	令和 年 月 日
事務所	令和 年 月 日
事務所	令和 年 月 日

上記の業務が完了しましたので、ご報告します。

(受託事業者)

印

委託者確認印

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
事業推進統括部 福嶋 清 殿

所 在 地
法人名又は商号
氏 名

印

個人情報等の返却・廃棄等に関する報告書

令和8年度年金委員表彰に係る表彰状の作成及び発送業務が終了しましたので、当該委託業務における個人情報等の返却、廃棄等に関する実施結果について報告します。

【① 返却について】

(※いずれかの□に✓してください。)

- ☐ 当該委託業務において、日本年金機構より貸与された情報等は全て返却いたしました。
- ☐ 当該委託業務において、日本年金機構より情報等は貸与されていません。

【② 消去・廃棄について】

(※いずれかの□に✓してください。)

- ☐ 当該委託業務において作成した個人情報等の複写複製物（サーバ内の情報を含む）、その他汚損、毀損した個人情報等については、その全てを復元又は判読等が不可能な方法により完全消去、廃棄等の作業を実施しました。

どのように完全消去・廃棄等を実施したか、電子データ、紙媒体それぞれ具体的に記載してください。

(消去の場合においては、復元又は判読等が不可能となる方法（例：データ消去ソフト名、データ消去プログラム、データ消去方式等）を必ず記載すること)

- ☐ 当該委託業務において、個人情報等の複写複製物、その他汚損、毀損した個人情報等はありませんので、消去、廃棄等の作業は実施していません。

賞状用紙サンプル

表彰名	理事長表彰	理事表彰
メーカー	山櫻	山櫻
品名	賞状用紙金箔A3ワイド	賞状用紙A3ワイド
サイズ	436×306mm (A3程度)	436×306mm (A3程度)
紙色	クリーム	クリーム
予備仕様	金箔	特殊金印刷
材質	OA対応特抄用紙	ケント紙(157g/m2)
事業所名あり		
事業所名なし		

* サンプルと同等、または同等以上の質の賞状用紙を準備すること。

表彰状文面

理事長表彰(事業所名あり)

表彰状

〇〇株式会社

〇〇〇〇様

あなたは年金委員として
年金事業の推進に多大な
尽力をされその功績は
誠に顕著であります
よってここにその功績を
讃え表彰します

令和八年十二月一日

日本年金機構

理事長

大竹 和彦

機構
公印

*機構公印については朱色等の色
で印刷すること。

表彰状文面

理事長表彰(事業所名なし)

表彰状

○○○○様

あなたは年金委員として
年金事業の推進に多大な
尽力をされその功績は
誠に顕著であります
よってここにその功績を
讃え表彰します

令和八年十二月一日

日本年金機構

理事長 大竹 和彦

機構
公印

*機構公印については朱色等の色
で印刷すること。

表彰状文面

理事表彰(事業所名あり)

表彰状

〇〇株式会社

〇〇〇〇様

あなたは年金委員として
年金事業の推進に積極的に
協力されその功績は
誠に顕著であります
よってここにその功績を
讃え表彰します

令和八年十一月一日

日本年金機構

事業推進部門担当理事

加藤 卓

機構
公印

*機構公印については朱色等の色
で印刷すること。

表彰状文面

理事表彰(事業所名なし)

表彰状

○○○○様

あなたは年金委員として
年金事業の推進に積極的に
協力されその功績は
誠に顕著であります
よってここにその功績を
讃え表彰します

令和八年十一月一日

日本年金機構

事業推進部門担当理事

加藤 卓

機構
公印

*機構公印については朱色等の色
で印刷すること。

被表彰者内訳（理事長表彰）

委託予定件数：令和8年10月16日（金）までに納品175枚

通番	納品先 年金事務所	都道府県	管理 年金事務所	氏名	ふりがな	事業所名	備考（外字等）
1	札幌西	北海道	札幌東				
2			札幌西				
3			札幌北				
4			新さっぽろ				
5			函館				
6			旭川				
7			釧路				
8			室蘭				
9			苫小牧				
10			岩見沢				
11			小樽				
12			北見				
13			帯広				
14			稚内				
15			砂川				
16			留萌				
17	仙台東	青森県	青森				
18			むつ				
19			八戸				
20			弘前				
21		岩手県	盛岡				
22			花巻				
23			二戸				
24			一関				
25			宮古				
26		秋田県	秋田				
27			鷹巣				
28			大曲				
29			本荘				
30		宮城県	仙台東				
31			仙台南				
32			大河原				
33			仙台北				
34			石巻				
35			古川				
36		山形県	山形				
37			寒河江				
38			新庄				
39			鶴岡				
40			米沢				
41		福島県	東北福島				
42			平				
43			相馬				
44			郡山				
45			白河				
46			会津若松				
47		茨城県	水戸南				
48			水戸北				
49			土浦				
50			下館				
51			日立				
52		栃木県	宇都宮東				
53			宇都宮西				
54			大田原				
55			栃木				
56			今市				

57	浦和	埼玉県	浦和			
58			大宮			
59			熊谷			
60			川越			
61			所沢			
62			春日部			
63			越谷			
64			秩父			
65		群馬県	前橋			
66			桐生			
67			高崎			
68			渋川			
69			太田			
70		新潟県	新潟東			
71			新潟西			
72			長岡			
73			上越			
74			柏崎			
75			三条			
76			新発田			
77			六日町			
78		長野県	長野南			
79			長野北			
80			岡谷			
81			伊那			
82			飯田			
83			松本			
84			小諸			
85	新宿	東京都	千代田			
86			中央			
87			港			
88			新宿			
89			杉並			
90			中野			
91			上野			
92			文京			
93			墨田			
94			江東			
95			江戸川			
96			品川			
97			大田			
98			渋谷			
99			目黒			
100			世田谷			
101			池袋			
102			北			
103			板橋			
104			練馬			
105			足立			
106			荒川			
107			葛飾			
108			立川			
109			青梅			
110			八王子			
111			武蔵野			
112			府中			
113		山梨県	甲府			
114			竜王			
115			大月			
116			鶴見			
117			港北			

118	横浜中	神奈川県	横浜中				
119			横浜西				
120			横浜南				
121			川崎				
122			高津				
123			平塚				
124			厚木				
125			相模原				
126			小田原				
127			横須賀				
128			藤沢				
129		千葉県	千葉				
130			幕張				
131			船橋				
132			市川				
133			松戸				
134			木更津				
135			佐原				
136	大曽根	富山県	富山				
137			高岡				
138			魚津				
139			砺波				
140		石川県	金沢北				
141			金沢南				
142			小松				
143			七尾				
144		愛知県	大曾根				
145			中村				
146			鶴舞				
147			熱田				
148			笠寺				
149			昭和				
150			名古屋西				
151			名古屋北				
152			豊橋				
153			岡崎				
154			一宮				
155			瀬戸				
156			半田				
157			豊川				
158			刈谷				
159			豊田				
160		静岡県	静岡				
161			三島				
162			沼津				
163			富士				
164			清水				
165			島田				
166			掛川				
167			浜松東				
168			浜松西				
169		岐阜県	岐阜北				
170			岐阜南				
171			多治見				
172			大垣				
173			美濃加茂				
174			高山				
175		三重県	津				
176			四日市				
177			松阪				
178			伊勢				

179			尾鷲				
180	大手前	和歌山県	和歌山東				
181			和歌山西				
182			田辺				
183		奈良県	奈良				
184			大和高田				
185			桜井				
186		大阪府	天満				
187			福島				
188			大手前				
189			堀江				
190			市岡				
191			天王寺				
192			平野				
193			難波				
194			玉出				
195			淀川				
196			今里				
197			城東				
198			貝塚				
199			堺東				
200			堺西				
201			東大阪				
202			八尾				
203			吹田				
204			豊中				
205			守口				
206			枚方				
207	三宮	京都府	上京				
208			舞鶴				
209			中京				
210			下京				
211			京都南				
212			京都西				
213		滋賀県	大津				
214			草津				
215			彦根				
216		兵庫県	三宮				
217			須磨				
218			東灘				
219			兵庫				
220			姫路				
221			尼崎				
222			明石				
223			西宮				
224			豊岡				
225			加古川				
226		福井県	福井				
227			武生				
228			敦賀				
229		鳥取県	鳥取				
230			倉吉				
231			米子				
232		岡山県	岡山西				
233			岡山東				
234			倉敷東				
235			倉敷西				
236			津山				
237			高梁				
238		島根県	松江				
239			出雲				

240	広島東	広島県	浜田				
241			広島東				
242			広島西				
243			広島南				
244			福山				
245			呉				
246			三原				
247			三次				
248			備後府中				
249			山口県	山口			
250	下関						
251	徳山						
252	宇部						
253	岩国						
254	萩						
255	高松西	徳島県	徳島北				
256			徳島南				
257			阿波半田				
258		香川県	高松西				
259			高松東				
260			善通寺				
261		愛媛県	松山西				
262			松山東				
263			新居浜				
264			今治				
265		高知県	宇和島				
266			高知東				
267			高知西				
268			南国				
269			幡多				
270	博多	福岡県	東福岡				
271			博多				
272			中福岡				
273			西福岡				
274			南福岡				
275			久留米				
276			小倉南				
277			小倉北				
278			直方				
279			八幡				
280			大牟田				
281			佐賀県	佐賀			
282		唐津					
283		武雄					
284		長崎県	長崎南				
285			長崎北				
286			佐世保				
287			諫早				
288		大分県	大分				
289			日田				
290			別府				
291			佐伯				
292		熊本県	熊本東				
293			熊本西				
294			八代				
295			本渡				
296			玉名				
297		宮崎県	宮崎				
298			高鍋				
299			延岡				
300			都城				

301	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島南				
302			鹿児島北				
303			川内				
304			加治木				
305			鹿屋				
306			奄美大島				
307		沖縄県	那覇				
308			浦添				
309			コザ				
310			名護				
311			平良				
312			石垣				

被表彰者内訳（理事表彰）

委託予定件数：令和8年10月16日（金）までに納品465枚

通番	納品先 年金事務所	都道府県	管理 年金事務所	氏名	ふりがな	事業所名	備考（外字等）
1	札幌西	北海道	札幌東				
2			札幌西				
3			札幌北				
4			新さっぽろ				
5			函館				
6			旭川				
7			釧路				
8			室蘭				
9			苫小牧				
10			岩見沢				
11			小樽				
12			北見				
13			帯広				
14			稚内				
15			砂川				
16			留萌				
17	仙台東	青森県	青森				
18			むつ				
19			八戸				
20			弘前				
21		岩手県	盛岡				
22			花巻				
23			二戸				
24			一関				
25			宮古				
26		秋田県	秋田				
27			鷹巣				
28			大曲				
29			本荘				
30		宮城県	仙台東				
31			仙台南				
32			大河原				
33			仙台北				
34			石巻				
35			古川				
36		山形県	山形				
37			寒河江				
38			新庄				
39			鶴岡				
40			米沢				
41		福島県	東北福島				
42			平				
43			相馬				
44			郡山				
45			白河				
46			会津若松				
47		茨城県	水戸南				
48			水戸北				
49			土浦				
50			下館				
51			日立				
52		栃木県	宇都宮東				
53			宇都宮西				
54			大田原				
55			栃木				
56			今市				

57	浦和	埼玉県	浦和			
58			大宮			
59			熊谷			
60			川越			
61			所沢			
62			春日部			
63			越谷			
64			秩父			
65		群馬県	前橋			
66			桐生			
67			高崎			
68			渋川			
69			太田			
70		新潟県	新潟東			
71			新潟西			
72			長岡			
73			上越			
74			柏崎			
75			三条			
76			新発田			
77			六日町			
78		長野県	長野南			
79			長野北			
80			岡谷			
81			伊那			
82			飯田			
83			松本			
84			小諸			
85	新宿	東京都	千代田			
86			中央			
87			港			
88			新宿			
89			杉並			
90			中野			
91			上野			
92			文京			
93			墨田			
94			江東			
95			江戸川			
96			品川			
97			大田			
98			渋谷			
99			目黒			
100			世田谷			
101			池袋			
102			北			
103			板橋			
104			練馬			
105			足立			
106			荒川			
107			葛飾			
108			立川			
109			青梅			
110			八王子			
111			武蔵野			
112			府中			
113		山梨県	甲府			
114			竜王			
115			大月			
116			鶴見			
117			港北			

118	横浜中	神奈川県	横浜中				
119			横浜西				
120			横浜南				
121			川崎				
122			高津				
123			平塚				
124			厚木				
125			相模原				
126			小田原				
127			横須賀				
128			藤沢				
129		千葉県	千葉				
130			幕張				
131			船橋				
132			市川				
133			松戸				
134			木更津				
135			佐原				
136	大曽根	富山県	富山				
137			高岡				
138			魚津				
139			砺波				
140		石川県	金沢北				
141			金沢南				
142			小松				
143			七尾				
144		愛知県	大曾根				
145			中村				
146			鶴舞				
147			熱田				
148			笠寺				
149			昭和				
150			名古屋西				
151			名古屋北				
152			豊橋				
153			岡崎				
154			一宮				
155			瀬戸				
156			半田				
157			豊川				
158			刈谷				
159			豊田				
160		静岡県	静岡				
161			三島				
162			沼津				
163			富士				
164			清水				
165			島田				
166			掛川				
167			浜松東				
168			浜松西				
169		岐阜県	岐阜北				
170			岐阜南				
171			多治見				
172			大垣				
173			美濃加茂				
174			高山				
175		三重県	津				
176			四日市				
177			松阪				
178			伊勢				

179			尾鷲				
180	大手前	和歌山県	和歌山東				
181			和歌山西				
182			田辺				
183		奈良県	奈良				
184			大和高田				
185			桜井				
186		大阪府	天満				
187			福島				
188			大手前				
189			堀江				
190			市岡				
191			天王寺				
192			平野				
193			難波				
194			玉出				
195			淀川				
196			今里				
197			城東				
198			貝塚				
199			堺東				
200			堺西				
201			東大阪				
202			八尾				
203			吹田				
204			豊中				
205			守口				
206			枚方				
207	三宮	京都府	上京				
208			舞鶴				
209			中京				
210			下京				
211			京都南				
212			京都西				
213		滋賀県	大津				
214			草津				
215			彦根				
216		兵庫県	三宮				
217			須磨				
218			東灘				
219			兵庫				
220			姫路				
221			尼崎				
222			明石				
223			西宮				
224			豊岡				
225			加古川				
226		福井県	福井				
227			武生				
228			敦賀				
229		鳥取県	鳥取				
230			倉吉				
231			米子				
232		岡山県	岡山西				
233			岡山東				
234			倉敷東				
235			倉敷西				
236			津山				
237			高梁				
238		島根県	松江				
239			出雲				

240	広島東	広島県	浜田				
241			広島東				
242			広島西				
243			広島南				
244			福山				
245			呉				
246			三原				
247			三次				
248			備後府中				
249		山口県	山口				
250			下関				
251			徳山				
252			宇部				
253			岩国				
254			萩				
255	高松西	徳島県	徳島北				
256			徳島南				
257			阿波半田				
258		香川県	高松西				
259			高松東				
260			善通寺				
261		愛媛県	松山西				
262			松山東				
263			新居浜				
264			今治				
265		高知県	宇和島				
266			高知東				
267			高知西				
268			南国				
269			幡多				
270	博多	福岡県	東福岡				
271			博多				
272			中福岡				
273			西福岡				
274			南福岡				
275			久留米				
276			小倉南				
277			小倉北				
278			直方				
279			八幡				
280			大牟田				
281		佐賀県	佐賀				
282			唐津				
283			武雄				
284		長崎県	長崎南				
285			長崎北				
286			佐世保				
287			諫早				
288		大分県	大分				
289			日田				
290			別府				
291			佐伯				
292		熊本県	熊本東				
293			熊本西				
294			八代				
295			本渡				
296			玉名				
297		宮崎県	宮崎				
298			高鍋				
299			延岡				
300			都城				

301	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島南				
302			鹿児島北				
303			川内				
304			加治木				
305			鹿屋				
306			奄美大島				
307		沖縄県	那覇				
308			浦添				
309			コザ				
310			名護				
311			平良				
312			石垣				

納品先住所一覧

項番	名称	部署	郵便番号	所在地
1	日本年金機構 札幌西年金事務所	地域調整課	060-8585	北海道札幌市中央区北3条西11丁目2-1
2	日本年金機構 仙台東年金事務所	地域調整課	983-8558	宮城県仙台市宮城野区宮城野3-4-1
3	日本年金機構 浦和年金事務所	地域調整課	330-8580	埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-5-1
4	日本年金機構 新宿年金事務所	地域調整課	160-8601	東京都新宿区新宿5-9-2 MipLa新宿五丁目ビル(3階～8階)
5	日本年金機構 横浜中年金事務所	地域調整課	220-0012	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-3-1 KDX横浜みなとみらいタワー6階
6	日本年金機構 大曽根年金事務所	地域調整課	461-8685	愛知県名古屋市東区東大曽根町2-8-1
7	日本年金機構 大手前年金事務所	地域調整課	541-0053	大阪市中央区本町4-3-9 本町サンケイビル10・11階
8	日本年金機構 三宮年金事務所	地域調整課	650-0033	兵庫県神戸市中央区江戸町9-3 栄光ビル3・4階
9	日本年金機構 広島東年金事務所	地域調整課	730-8515	広島県広島市中区基町1-2-7
10	日本年金機構 高松西年金事務所	地域調整課	760-8553	香川県高松市錦町2-3-3
11	日本年金機構 博多年金事務所	地域調整課	812-8540	福岡市博多区博多駅東3-14-1 T-Building HAKATA EAST 4・5階

請負契約書(案)

収入印紙
貼 付

日本年金機構 を甲とし、〇〇〇〇 を乙として、下記の案件について以下各条項から構成される契約を締結する。ただし、物品等を甲の指定する場所に納品（搬入の場合も含む。以下同じ。）する等、契約の履行に要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 令和8年度年金委員表彰に係る表彰状の作成及び発送業務

予定数量 650 枚

予定数量（枚数）については増減がありうる。

契約単価 円

（上記の契約単価は、1枚当たりの単価であり、消費税等額を含まない額である。）

契約保証金 全額免除

（総則）

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に付属する仕様書、委託要領及び運用仕様書（又は提案書）等当該業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）に定める契約内容を信義に則り誠実に実施し、履行期限（成果物の納入期限を含む。以下同じ。）までに完了するとともに、仕様書等に定める成果物を履行期限までに甲の指定する場所に納入し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

（法令遵守等）

第2条 乙は、甲が作成する仕様書等に従い関係諸法令を遵守し、本契約を履行するものとする。

2 乙は、関係諸法令の定めるところにより、公租公課の納付を適切に行うものとする。

（仕様書等の疑義）

第3条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責を免れない。ただし、乙がその説明の不適切なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

（履行期限等）

第4条 履行期限及び納品場所は、次のとおりとする。

履行期限：仕様書等のおり

納品場所：仕様書等のおり

(秘密の保持等)

第5条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。

(印影等の取扱い)

第6条 乙は、本契約の履行に当たり、甲から印影又は地紋（以下「印影等」という。）を貸与された場合については、善良な管理者の注意をもって管理することとする。

2 乙は、甲から貸与された印影等について、本契約の履行以外に使用又は利用してはならない。なお、本契約終了後は直ちに甲に返却しなければならない。

(主体的部分等の再委託の禁止)

第7条 乙は、本契約の全部又は仕様書等に定める主体的部分（以下「主体的部分」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託してはならない。

(再委託の承認及び変更)

第8条 乙は、やむを得ない事情により本契約の主体的部分を除く一部を第三者に委託しようとするときは、当該第三者の名称、所在地、連絡先、委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、当該第三者の履行能力及び報告徴収の方法、個人情報を取り扱う業務にあつては個人情報の管理、その他運営管理の方法等の詳細を示した上、事前に書面により甲の承認を得なければならない。乙が甲の承認を得た再委託先を変更しようとする場合も同様とする。

2 甲は、乙が前項に基づいて承認を求める第三者へ再委託することが不適当であると認められるときは、承認をしないことができる。承認をした再委託先が後に不適当であると判明したときは、甲は、乙に対してその変更又は再委託の中止を求めることができる。

3 乙は、第1項の承認を受けた場合には、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条に定める運送約款に基づき搬送する場合を除き、速やかに再委託先と本契約にて乙に課せられている守秘義務等と同等以上の条件（本契約終了後の秘密保持を含む。）及び必要に応じ、甲が自ら、再委託先に対して調査等を実施することを可能とする条項が含まれた契約を締結することとし、甲からその契約書の写しについて提示の要求があつた場合は、速やかにこれを提示するものとする。

4 第1項の規定に基づき、第三者に本契約の一部を委託した場合、その業務における管理責任、事故等の報告義務等については、乙が負うこととする。

5 乙は、再委託先による本契約の更なる第三者への委託をさせてはならない。

(検査)

第9条 乙は、第4条に規定する履行期限までに仕様書等に示す成果物を納品し、その内容について、甲が甲の職員の中から指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 検査職員は、納品日から起算して10日以内（10日目が甲の不就業日に該当する場合はその翌就業日まで）に検査を行い、合格又は不合格を判定するものとする。

3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって同項の検査は完了し、当該履行期限にかかる本契約の履行を完了したものとする。

(不合格品の引取り及び代品等にかかる検査)

第10条 成果物が前条に規定する検査（前条に準じて行われる検査を含む。次条において同じ。）に不合格となった場合、乙は、次条の規定により甲が値引受領する場合を除き、遅滞なく不合格となった成果物を引き取るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲から要求があった場合は、甲の指定する期限内に改めて代品を納入し、前条に準じて検査を受けるものとする。

3 第1項の場合において、相当期間内に乙が不合格となった成果物を引き取らないときは、甲は、乙の負担において、当該成果物を返送し、又は保管を託すことができる。

(値引受領)

第11条 甲は、第9条第1項の規定による検査の結果、不合格となった成果物について、使用上支障がないと認めたときは、契約金額（単価）について相当額を減額して、その納入を認めることができる。

(納期の有償延期)

第12条 乙が、第14条の規定に該当する場合を除き、第4条に規定する納品場所及び履行期限内に第9条第1項の規定による検査が完了した成果物（以下「合格物品等」という。）の納入ができないときは、乙は甲に対し、その理由を詳記して履行期限内に納期の延期を請求することができる。この場合、甲は、特にやむを得ない事情によるものに限る、遅滞料を徴収して延期を認めることができる。

(遅滞料)

第13条 前条に規定する遅滞料は、第9条第1項の規定による検査が完了していない数量に相当する金額について、第4条に規定する履行期限の翌日から合格物品等を納入した日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条に基づき財務大臣が定める率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下同じ。）を乗じて算出した金額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

(納期の無償延期)

第14条 天災地変、その他乙の責に帰すべからざる理由によって、第4条に規定する納品場所及び履行期限内に合格物品等の納入ができないときは、乙は甲に対し、その理由を詳記して、履行期限内に納期の延期を請求することができる。この場合、甲は、その請求が正当であると確認したときは、納期の延期を認めることができる。

(監督)

第15条 甲は、本契約の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、甲が甲の職員の中から指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の本契約の履行を監督させ、必要な指示を行わせることができる。

2 前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(調査等)

第16条 甲は、乙に対し、随時に本契約に関する資料の提出又は必要な報告を求めることができるものとする。

- 2 甲又は監督職員は、乙の事務所又は作業場所に立ち入り、本契約の履行状況及び実施結果について、随時に調査を行うこととし、乙に必要な報告を求めることができるものとする。
- 3 前項の場合、甲又は監督職員は、乙に対して本契約の履行上必要な指導を行うことができるものとする。
- 4 第2項の調査において、仕様書等に定める事項に違反する事象が判明した場合、甲は乙に対して、業務の停止を指示できるものとし、乙は異議を申し立てることができない。
- 5 前項の規定は、次条第1項の監査について準用する。
- 6 甲は、国の甲に対する検査・監督上の要請に対応するため、必要に応じて、乙に対し本契約の履行に関する資料の提出その他の必要な調査等について協力を求めることができる。

(監査)

- 第17条 乙は、本契約の実施状況について、甲から、外部専門家による監査も含めた監査の実施に関し、協力の求めがあった場合においては、これに協力するものとする。
- 2 前項の場合において、甲又は甲から監査に関し委託を受けた外部専門家が乙の作業場所に立ち入る際は、事前に通知を行うこととし、原則として乙は立ち会うものとする。ただし、甲が通知を不要と判断する場合には、事前に通知することなく立入検査を実施することができるものとする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、監査の実施に関する必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

(所有権の移転及び危険負担)

- 第18条 本契約に基づく成果物の所有権は、第9条第1項に規定する甲の検査に合格し、甲が受領したとき又は第11条の規定により甲が当該物品の納入を認め、それを受領したときに、乙から甲に移転するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により成果物の所有権が甲に移転したとき以降に、乙の責に帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。
 - 3 成果物の包装等は、仕様書等に特に定めのあるものを除き、成果物の所有権の移転とともに甲に帰属する。

(事故報告等)

- 第19条 乙は、本契約の履行に際し、次の各号の一に該当するときは、直ちに必要な応急的措置を講じるとともに、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
- (1) 情報セキュリティインシデントが発生したとき。
 - (2) 個人情報や機密情報の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、事故が発生したとき。
- 2 乙は、前項の報告をした後、速やかに事故内容等の詳細を文書により監督職員に報告しなければならない。
 - 3 乙は、当該業務の実施に際し、仕様書等に定める事項に違反する又は違反すると疑われる事象に関する情報、若しくは法令違反通報、内部通報又は外部からの指摘（報道を含む。）等の情報を把握したときは、直ちにその把握した情報の詳細について文書により監督職員に報告しなければならない。この場合、報告を受けた監督

職員は必要に応じて指示を行うものとする。

- 4 乙は、公租公課を滞納した場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備しなければならない。
- 6 甲又は監督職員は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合、第16条による調査等及び第17条による監査を行うことができる。
- 7 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け又は送検された場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
- 8 乙は、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJISQ 27001）の認証が取り消されたときは、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。

（対価の支払）

第20条 乙は、第9条第1項の検査に合格したときは、対価の支払を、甲の出納責任者（会計・資産管理部長）に月単位に請求することができる。ただし、対価の請求額については、次の各号により算出した額の合計額とする。

- (1) 契約単価に第9条第1項の検査に合格した数量を乗じて算出した額。ただし、算出した額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。
 - (2) 前号の額に消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づく税率を乗じて得た額（以下「消費税等額」という。）。ただし、この場合、消費税等額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。
- 2 出納責任者は、乙の適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。
 - 3 甲は、前項の規定にかかわらず、損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合、その額が確定するまでの間、乙に対する支払を留保することができる。その場合、乙は、次条の支払遅延損害金を請求することができない。

（支払遅延損害金）

第21条 出納責任者の責に帰す理由により前条の約定期限内に甲が出納責任者が対価を支払わないときは、乙は、甲に対して支払うべき対価金額に対する期限の翌日から支払済みまで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて算出した遅延損害金（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を請求することができる。ただし、約定期限内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延損害金を支払う日数から減ずるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第22条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、

中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙が本契約の履行を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは乙が信託業法に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、本契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならない。

（特許権等の費用負担）

第23条 本契約の履行に当たり、第三者の特許権、実用新案権等の使用をするときは、その権利者又は代理者に対する使用料その他の義務は、乙がこれを負うものとする。

（著作権等）

第24条 本契約の範囲内で第三者が権利を有する著作物、知的所有権等を利用する場合は、乙の責任においてその権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこととする。

2 本契約により新たに作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号の規定による。

- (1) 本契約により新たに作成される成果物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）は、全て甲に帰属するものとし、乙は当該著作権を甲に無償で譲渡するものとする。
ただし、納入された成果物に関し、契約履行過程で生じたルーチン、モジュール等については、乙は自由に使用することができる。また、乙が契約履行前から著作権を保有するルーチン、モジュール等について、甲は複製、改変を行えるものとし、甲は第三者に対し、複製、改変を許諾できるものとする。乙は、著作者人格権を行使しない。
- (2) 乙は、甲がその旨を求めるときは、別紙様式による著作権譲渡証明書を甲に提出しなければならない。
- (3) 乙は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先より、業務の履行により作成された成果物に対する著作権が甲に帰属することの承諾を書面で取り付けなければならない。
- (4) 甲は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

- (5) 乙は、甲に対して、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

（履行不能等の通知）

第25条 乙は、理由の如何を問わず、履行期限までに本契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は本契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

（甲の解除権）

第26条 甲は自己の都合によって本契約の全部又は一部の解除を行う場合は、乙に対して30日前までに文書による予告を行うことにより本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、成果物が契約の内容に適合しないものである場合において、第36条第1項に規定する履行の追完を請求し、その期限内に履行がないときは、その程度の如何にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が第31条第1項の規定に該当する場合を除き、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。

- (1) 甲が事前に行う本契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。
- (2) 第4条に規定する履行期限内に合格物品等の受渡しを完了しないとき。
- (3) 本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。
- (4) 乙の責に帰すべき理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (5) 本契約の履行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。
- (6) 本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (7) 乙又は乙の従業員が本契約に違反し、当該業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- (8) 本契約又は仕様書等に定められた内容に違反したとき。
- (9) 公租公課を滞納し、納付する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (10) 甲が乙の社会保険料について各月の納期内納入がされなかったことを確認したとき。
- (11) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
- (12) 乙の財産上の信用にかかわる差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき、若しくは競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。
- (13) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。
- (14) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。
- (15) 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。
- (16) 反社会的勢力と判明した場合又は取引がある場合。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次

のいずれかに該当する者をいう。

ア 甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ 甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

(17) 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。

(18) 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足る相当な理由があるとき。

(19) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、契約の資格要件に関する申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(20) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け若しくは送検されたとき又はこれらの状況に至ったことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。

(21) 乙が、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO／IEC 27001又はJISQ 27001）の認定を取り消されたとき又は認定を取り消されたことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。

(22) 甲と別に契約を締結している場合で、当該別契約に解除事由（乙の責に帰すべきものに限る。）が生じたとき。

(23) 乙が、前各号に定めるもののほか、民法第542条各項各号に定める事由が発生したとき。

4 本契約の再委託先において、前項第15号及び第19号から第21号までの状況に至った場合には、甲は、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

5 第2項から前項までの規定により、本契約の全部又は一部が解除された場合には、契約内容が既に履行されているとき、又は返還すべき成果物が既にその用に供せられているときであっても、甲は、これにより受けた利益を返還しないものとする。

（違約金）

第27条 前条第2項から第4項までの規定により本契約の全部又は一部が解除されたときには、違約金として、乙は契約単価に予定数量を乗じて算出した金額から第9条第1項の規定による検査が完了した数量に相当する金額を差し引いて得た金額の100分の10に相当する金額（以下「違約金額」という。）を甲の指定する期限内、甲に支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項に規定する違約金額が、第29条第3項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

（乙の解除権）

第28条 乙は、甲がその責に帰すべき理由により、本契約上の義務に違反した場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定は、乙が乙に生じた損害につき、賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

第29条 乙が本契約を誠実に履行する目的で業務に着手後、甲が、乙に不利な時期に第26条第1項に基づき本契約の全部又は一部の解除をした場合は、乙は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 甲が前項の請求を受けたときは、甲乙協議により損害額の確認を行い、通常の損害に限り賠償することとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。
- 3 第26条第2項から第4項までの規定により本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は甲に対し通常の損害を賠償しなければならない。この損害額が第27条第1項の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償額とする。
- 4 甲及び乙は、本契約書又は仕様書等に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し通常の損害に限り賠償しなければならない。ただし、第36条第1項に規定する損害を賠償する場合はこの限りでない。
- 5 本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、第三者の行為等相手方の責によらない事由によって生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

(事情の変更)

第30条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

- 2 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。
- 3 前項の規定により契約金額の変更に関して、協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

(談合等の不正行為にかかる解除)

第31条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。))。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金等)

第32条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の10に相当する金額(以下「不正行為違約金」という。)を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7条の3第1項の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
- (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、本契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項に規定する違約金の合計額(以下「不正行為にかかる違約金額」という。)が、次条第1項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

(談合等の不正行為にかかる損害賠償)

第33条 第31条第1項各号の一に該当した場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項に規定する損害賠償額が不正行為にかかる違約金額を下回る場合については、不正行為にかかる違約金額をもって損害賠償額とする。

(談合等の不正行為にかかる違約金に関する遅延損害金)

第34条 乙が第32条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条に基づき財務大臣が定める率を乗じて算出した金額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

(補償事項)

第35条 乙は、本契約に基づいて行った当該業務の履行中に、乙又は乙の従業員の

責に帰すべき事由により、甲の建物、施設機器又はその他物品に損害を与えたときは、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。

（契約不適合責任）

第36条 甲は、納入された成果物が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることを知ったときは、直ちに乙に期限を指定して、修補の要求又は代替物若しくは不足分の引渡しの要求による履行の追完をするとともに、損害賠償を請求することができ、乙は、甲が請求した方法に従いその履行を追完するものとする。

2 前項の場合において、甲が相当の期限を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに対価の減額を請求することもできる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (3) 特定の日時又は期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みが無いことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）

第37条 甲は、成果物が契約不適合である場合において、前条に規定する履行の追完の請求、損害賠償の請求又は対価の減額の請求をするときは、甲が契約不適合の事実を知った時から1年が経過する日までに乙に対して契約不適合である旨を通知しなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。

（知的財産権）

第38条 乙は、仕様書等に定める契約内容の履行並びに納入された成果物の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。

2 乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

（損害賠償等にかかる調査）

第39条 甲は、本契約の履行について、その原価を確認する必要がある場合、又は本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その本契約の履行若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は監督職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

（支払対価の相殺）

第40条 本契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はいつでもこの金

額と乙に支払う対価を相殺することができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第41条 本契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて
甲乙協議の上解決するものとする。

(裁判所管轄)

第42条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意裁判所
として処理するものとする。

(存続条項)

第43条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第5条、第19条第1項から第
3項まで及び第6項、第21条、第26条第3項、第29条、第32条、第34条
から前条まで並びに本条は、なお有効に存続するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1
通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都杉並区高井戸西3-5-24
日本年金機構 理事長代理人
事業推進統括部長 福島 清 印

乙 ○○県○○市○○
○○○○○○○
○○○○ ○○ ○○ 印

著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

日本年金機構理事長 殿

住 所
法人名又は商号
氏 名

印

1. 契約名称 令和8年度年金委員表彰に係る表彰状の作成及び発送業務

2. 作成者名

上記の名称で特定される著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する全ての権利を含む。）を日本年金機構理事長に譲渡したことに相違ありません。